

東北大学附属図書館医学分館利用細則

制定 平成16年1月14日

改正 平成17年5月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学附属図書館医学分館利用規則(平成6年10月4日制定。以下「規則」という。)第32条の規定に基づき、東北大学附属図書館医学分館(以下「分館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館利用証等の貸与)

第2条 規則第3条第2項に定める、分館が発行する図書館利用証の対象者及び有効期間並びに分館利用証の対象者は、次の表のとおりとする。

利用証種別	対象者	有効期限
分館が発行する図書館利用証	(1)本学の名誉教授 (2)非常勤講師、研修医等 星陵地区部局の研究生・科目等履修生等 (3)星陵地区部局の元教職員 (4)星陵地区部局の卒業生 (5)星陵地区の分野等の長が認めた学外研究者	当該 年度末
分館利用証	上記以外の学外者	
備考 在籍期限が当該年度末以前の者の有効期限は在籍終了時とする。		

2 前項に定める利用証で分館を利用する場合は、図書館利用証発行願又は利用申請書に住所、氏名等の必要事項を記入するものとする。

(利用時間)

第3条 規則第4条第3項の利用時間は、次の表のとおりとする。

利用者	利用時間
本学の教職員、星陵地区部局の学生 分館が発行する図書館利用証を有する者	9時から24時
分館利用証を有する者	9時から24時まで。ただし、平日(規則第6条第2項各号に掲げる日は除く。)に限る。

2 分館長が必要と認めるときは、利用時間を変更することがある。

(窓口業務の取扱時間)

第4条 規則第6条第1項の窓口業務の取扱時間は、原則として9時から20時までとする。

(閲覧場所の利用制限)

第5条 試験期間中において非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合には、規則第7条第1項に掲げる閲覧場所の利用を制限することがある。

2 規則第7条第2項の視聴覚室、特別閲覧室及び研究個室の利用手続き等は、次の表のとおりとする。

	予約受付期間	必要な書類	利用可能時間
視聴覚室 (AV室)	1週間前から受付	視聴覚室利用願	9時から20時まで。ただし、平日(規則第6条第2項各号に掲げる日は除く。)に限る。
特別閲覧室		特別閲覧室利用願	
研究個室	当日	研究個室利用願	

(貸出しを受けることのできる者)

第6条 規則第9条第2号に規定する者は、分館が発行する図書館利用証を有する者とする。

(貸出冊数と貸出期間等)

第7条 規則第11条第1項に規定する図書の貸出しの冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

対 象 者	貸出冊数	貸出期間
(1)本学の教職員、大学院生 1	10冊まで 2	7日間
(2)本学の名誉教授、非常勤講師等	10冊まで 2	7日間
(3)学生(大学院生を除く) ただし、雑誌は貸出ししない。 3	3冊まで	7日間
(4)第2条の対象者(5)で規定する学外研究者	10冊まで 2	7日間
(5)星陵地区部局の元教職員・卒業生 ただし、雑誌は貸出ししない。	3冊まで	7日間
(6)上記以外の学外者 ただし、雑誌は貸出ししない。	2冊まで	7日間
1 研究生、科目等履修生を含む 2 単行本と雑誌を合わせた冊数 3 星陵地区部局の学生は、指導教員の保証認印があれば、雑誌の貸出しを受けることができる。		

(利用の停止)

第8条 規則第30条に規定する分館の利用停止期間は、30日間とする。

(手続書類の様式)

第9条 分館の利用に関し必要な手続書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年 1月14日から施行する。

2 医学分館利用規則細則（平成6年10月4日施行）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年5月26日から施行する。